

デジタル時代の リスクと保険 (7)

人工知能（AI）を実装するリスクを考える際、避けて通れないのがAIを原因とする事故が起きた際、その法的な責任をどう考えるかという問題だ。この問題は、他人の損害に対する法律上の賠償責任を補償する「賠償責任保険」に影響する。今回はその基礎知識、AIに起因する事故の法的責任について企業関係者が知っておきたい主に3つの観点を説明する。

1つ目は「AIの不透明性」に関する問題である。

AIの自律的・創発的な処理で発生した誤作動により事故が生じた場合、法的責任を課す責任者の特定や、再発防止策を講ずるために、原因究明が必要となる。だが、AIの一部のアルゴリズムは原理上、なぜその答えを出したか説明が不能で、AIが予見できない答えを出すこと自体は誤作動でもバグでもなく、機能上の特徴の一部であるとさえ言われている。

つまり、AIが起こした事故に間違いないのに、AIのどこに原因があるのか究明できないことも出てくるということである。

2つ目は「事業者の不法行為責任」を巡る問題である。

事業者の法的な責任は予見可能性があつて初めて問える。しかし、AIが思いもよらない事故を起こした場合、被害者が事業者に賠償請求しても、予見可能性がなかったと評価され、事業者の不法行為責任が認定されず、被害者が救済されない可能性がある。

3つ目は「AIを組み込んだ製品の製造物責任」の問題である。

AIによる事故の現時点での法的責任

- ・AIによる想定外の行動は予見可能性がなかったとして、不法行為責任を負わせるのが難しい場合も
- ・AI自体は無体物のため製造責任は成立しないが、AIを組み込んだ有体物による事故の場合は責任を負う可能性も
- ・製造物責任については「欠陥」が認められるかどうかがポイント

AI事故責任に3つの観点

製造物責任法の対象となる製造物は有体物である動産に限られており、無体物であるAI自体については製造物責任が成立しない。しかし、AIを組み込んだ製品自体は有体物であり、AIを組み込んだ製品の故障や欠陥によって事故が発生した場合には、当該メーカーが被害者に対して製造物責任を負う可能性がある。

製造物責任法では、被害を受けた原告が被告の過失を主張・立証できなくても、過失の代わりに製造物の欠陥を主張・立証できれば製造物責任を被告に課すことができる。同法では「欠陥」を「通常有すべき安全性を欠いていること」と包括的に定義している。そしてその欠陥は主に「製造上の欠陥」「設計上の欠陥」「指示警告上の欠陥」の3つに分類される。

その3つの欠陥のうち、AI特有の自律的・創発的な処理に欠陥があったかどうかは、「設計上の欠陥」と「指示警告上の欠陥」で検討される。AIの不透明性を回避・軽減する合理的な代替設計案のアイデアがその時点で存在し、それを採用しない合理的な理由がなかったと判断されると、設計上の欠陥を認定される可能性がある。

AIの責任問題については法曹界でも様々な検討が進んでおり、今後その内容が変わる可能性もあるが、ここで挙げた3つの観点が議論のベースとなっている。

なお、事業者がAI実装で「設計上の欠陥」や「指示警告上の欠陥」を防止・回避するために順守すべき基準として、総務省のAIネットワーク社会推進会議が公表している「AI開発原則」「AI利活用原則」などが参考になる。

例えば「AI利活用原則の各論点に対する詳説」では、事業者が提供すべきAIに関する情報の具体的な種類やタイミング、データの質を確保するための対策例、利用者および第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮すべき対策例、AIの判断結果の説明可能性を確保するための手段例などが示されている。